

部	委員会名及び事業内容
	<p>事業部重要課題:社会福祉士としての専門性を発揮できる事業の推進と新たな社会福祉相談事業の企画。</p>
	<p>①第三者評価事業委員会 評価事業受注のための広報等の活動、評価者の研修他。</p>
	<p>②派遣事業委員会 ・相談員の派遣;福祉の就職総合フェアに5名程度、埼玉県医療社会事業協会との共催の医療福祉相談会に5名程。 ・講師の推薦等。 ・(仮称)「福祉なんでも相談」事業の実施の検討:常設的な福祉に関する相談事業の実施にむけて企画検討を行う。</p>
	<p>③自立支援専門員事業 (受託) 埼玉県が指定した県福祉事務所において生活保護受給者の生活環境を整えながらそれぞれの生活支援を行う。毎月運営委員会を開催し各専門員の資質向上とスキルアップのため研修及び受託事業の事務連絡や協議を行う。</p>
	<p>④専門里親更新研修事業 (受託予定) 専門里親の更新研修を企画し実施する。</p>
	<p>⑤ホームレス巡回相談事業 (受託) 河川敷、公園などにホームレス状態の方を訪問し、希望する生活の実現のための支援(アパート居住支援や生活保護申請への同行等)を行う。</p>
<p>事業部</p>	<p>⑥住宅ソーシャルワーカー事業 (県内全域を受託) 住居を失った方や無料低額宿泊所に入所していて、民間アパートや養護老人ホームなどへの入居を希望する方に対し、安定した地域生活が送れるよう住宅の確保や施設入所等の支援を行う。 本会支援員(住宅ソーシャルワーカー)が福祉事務所のケースワーカーに同行して無料低額宿泊所などを訪問し、一般アパート等への転居を希望する入居者に対し、その人の潜在能力が発揮できるように励まししながら、一緒に住まい探しを行ない、安定した地域生活が送れるよう継続的に支援する。 また、住宅ソーシャルワーカー事業の一環として、住宅喪失状態にある要保護者に対し、緊急・即応性に特化した一時宿泊施設(以下「シェルター」という)を川越市内に提供する。シェルターは定員3名の戸建ての住宅で、最大利用期間は30日である。この間、本会支援員が生活安定に向けた生活相談支援を行うとともに、入居者の状況に応じて、住居の確保や福祉施設の利用などの支援を行う。</p>
	<p>⑦生活相談事業 (受託) さいたま市のブリランテ武蔵野内にて求職者の就職活動を支援するため、ヤングキャリアセンター埼玉・中高年就職活動支援コーナー埼玉・埼玉県女性キャリアセンターにおいて、センター等が行う就職個別相談・職業紹介等と緊密な連携を図りながら生活相談を実施する。</p>